



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	4
大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
大和高田市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例（人権施策課）	5
大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）	6
大和高田市立学校使用条例の一部を改正する条例（学校教育課）	6
規則	8
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保護課） ..	8
大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則（健康増進課）	9
大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則（健康増進課）	16
大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）	16
大和高田市立学校設備の使用に関する実費徴収規則（学校教育課）	17
告示	18
大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	18
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	19
6月定例議会の招集（財政課）	20
大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱を廃止する告示（健康増進課）	20
大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱を廃止する告示（健康増進課）	20
公示送達（収納対策室）	20
公示送達（収納対策室）	21
大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示（商工振興課）	21
公示送達（税務課）	25
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	25
令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）の要領の公表（財政課）	26
大和高田市隣地取得補助金交付要綱（住宅課）	27
公告	41
総合体育館高窓開閉装置取替修繕に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	41
市営住宅磯野団地2号棟外壁等改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..	45
マイナポイント申込支援等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	49
大和高田市立病院施設維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..	51
消防用設備等定期点検業務（市内8小学校、3中学校、6幼稚園、6保育所及び2認定こども園）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	54
大和高田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	57

公売公告(収納対策室)	59
農用地利用集積計画の縦覧(農業振興課)	61
浮孔西跨線人道橋点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	61
市営住宅磯野団地3号棟外壁等改修設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	64
大和高田市宮齋場外壁等改修工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	67
高田バイパス高架下駐車場整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	71
令和5年度区画線等設置工事(単価契約)に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	75
家屋評価システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入事業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理課)	78
教育委員会	81
大和高田市教育委員会6月定例委員会の招集(教育総務課)	81
選挙管理委員会	81
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等(選挙管理委員会)	81
農業委員会	82
大和高田市農業委員会7月定例委員会の招集(農業委員会)	82
公営企業	82
大和高田市公共下水道の供用、処理の開始及び関連図の縦覧(下水道課)	82
敷枝大谷地内管渠工事(7)・給配水管移設工事(G07)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	82
高5枝東中1丁目地内管渠工事(6)・給配水管移設工事(G06)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	86
高5枝東中2丁目地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	90
高5枝東中2丁目地内管渠工事(12)・給配水管移設工事(G12)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	94
令和5年度舗装復旧工事に関する条件付き一般競争入札公告(水道工務課)	98

公布された条例のあらまし

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

1 理由

新たに附属機関として設置される大和高田市学校運営協議会に属する委員の報酬及び費用弁償について、規定の整備を行うものです。

2 内容

大和高田市学校運営協議会の委員の報酬額を定めます。(別表第1関係)

3 施行期日

令和5年7月1日

◇大和高田市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例(人権施策課)

1 理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権3法が制定されて5年を経過していますが、未だその周知は十分ではありません。そのため、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定め、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい社会の実現に寄与することを目的とし、大和高田市人権擁護に関する条例の一部を改正するものです。

2 内容

1 題名を「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改めます。

2 目的に人権3法を明文化し、第2条に基本理念を追加します。(第1条関係及び第2条関係)

3 意識調査等の実施(第5条関係)を削り、相談体制の充実(第6条関係)、施策の総合的かつ計画推進(第7条関係)、情報の収集(第8条関係)及び推進体制の充実(第9条関係)を追加します。

4 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(保育幼稚園課)

1 理由

令和5年4月にこども家庭庁が設置されたことに伴い、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことを受け、本条例の従いたる基準省令において、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令が、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改められたことから、これに準じた改正を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱方針について、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針とします。(第15条及び第44条関係)

2 その他所要の改正

第2条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

保育の提供において準ずべき指針について、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針とします。(第25条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市立学校使用条例の一部を改正する条例(学校教育課)

1 理由

令和5年度より学校施設利用者の空調設備の使用を許可すること及び大和高田市立学校使用条例が制定されてから70年以上が経過していることに鑑み、大和高田市立学校使用条例の全般

の見直しを行うものです。

2 内容

第1条 点灯実費について定めた規定に、体育館における空調設備に係る費用を加えます。(第2条関係)

第2条 条例全般の見直しを行います。

案の骨子

第1条 (趣旨)

第2条 (対象施設)

第3条 (使用の許可)

第4条 (使用の不許可)

第5条 (取消し等)

第6条 (原状回復)

第7条 (使用料等)

第8条 (使用料の不還付)

第9条 (使用権の譲渡等の禁止)

第10条 (損害賠償)

第11条 (委任)

3 施行期日

令和5年7月1日(第1条)

令和6年4月1日(第2条)

条 例

条例第12号

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

地域福祉計画策定委員会の委員	日額	12,000円
----------------	----	---------

」を

「

地域福祉計画策定委員会の委員	日額	12,000円
学校運営協議会の委員	日額	1,200円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

条例第13号

大和高田市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市人権擁護に関する条例(平成9年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例第1条中「すべて」を「全て」に改め、「日本国憲法」の次に「、世界人権宣言及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)等差別の解消を目的とした法令」を加え、「部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、市民の人権擁護と」を「障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定め、」に改める。

第6条中「この」の前に「この条例に定めるもののほか、」を、「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第10条とする。

第5条の見出しを「(情報の収集)」に改め、同条中「人権擁護に関する施策の推進に当たって、必要に応じ意識調査等を行うものとする」を「前条の施策の策定及び推進に反映させるため、市内外におけるあらゆる差別及びその解消のための施策に関する情報を収集することができる」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(推進体制の充実)

第9条 市は、あらゆる差別を解消する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

第4条の見出し中「(」の次に「教育及び」を加え、同条中「部落差別等」を削り、「きめ細かな」の次に「教育及び」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国、県及び関係団体と連携し、相談情報の提供、相談機会の設定等実情に応じた相談体制の充実に努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第7条 市は、あらゆる差別を解消するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な人権教育、人権啓発、人権擁護等の施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

第3条を第4条とする。

第2条中「前条」を「第1条」に改め、「ため」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第2条 障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)を解消する施策は、現在もなお差別が存在するとともに、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、市民一人ひとりがその存在及び差別を許されないものとして認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第14号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

(大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第15号

大和高田市立学校使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立学校使用条例の一部を改正する条例

(大和高田市立学校使用条例の一部改正)

第1条 大和高田市立学校使用条例(昭和23年告示)の一部を次のように改正する。

第2条の表備考1中「は、別に点灯実費」を「又は体育館において空調設備を使用する場合は、別に実費相当額」に改める。

第2条 大和高田市立学校使用条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市立学校施設使用条例

第1条中「法令に定めるもののほか、大和高田市立学校の体育館及び運動場設備(以下「設備」という。)の使用について」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定に基づき、大和高田市立学校の施設を社会教育その他公共のために使用させる場合に関し」に改める。

第2条から第10条までを次のように改める。

(対象施設)

第2条 対象となる学校の施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 格技場
- (3) 運動場

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、施設の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、学校教育上又は管理上の支障があると認めるときその他公益を害するおそれがあると認めるときは、施設の使用を許可することができない。

(取消し等)

第5条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 前条に規定する支障又はおそれがあることが明らかとなったとき。
- (3) その他前2号に準ずるときとして教育委員会が認めるとき。

2 市は、前項の規定による措置によって使用者及び第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

(原状回復)

第6条 使用者は、その使用を終えたとき又は前条第1項の規定による使用の許可の取消し又は使用の制限若しくは停止の決定を受けたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復により生じた費用は、使用者が負担する。

(使用料等)

第7条 施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、使用者が本市に住所を有する者であるとき、又は使用者が団体の場合であって当該団体を通じて施設を利用する予定がある者の過半数が本市に住所を有する者であるときは、使用料を徴収しない。

2 使用者は、第3条第1項の規定による使用の許可を受けたときは、学校施設使用料納付書により、直ちに使用料を納付しなければならない。

3 市長は、施設の使用に伴い必要となる費用について使用者から実費を徴収するときは、市長が別に定める規則により、これを行うものとする。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由によって使用することができないとき。
- (2) 使用の前日までに使用の許可の取消しを申し出た場合であって、教育委員会がその申出に相当の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の許可に係る権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第10条 使用により施設を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければ

ならない。

2 市長は、前項の損害が天災又は避けることのできない事故の発生その他やむを得ない事由により生じたものであると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

学校施設使用料

施設	時間帯	使用料
体育館 格技場	自午前8時 至午後4時	2,000円
	自午後4時 至午後10時	3,000円
	自午前8時 至午後10時	5,000円
運動場	自午前8時 至午後10時	1,000円

備考

1 入場料又はこれに類するものを徴収する場合の体育館、格技場及び運動場の使用料は、それぞれ5倍とする。

2 体育館のピアノを使用する場合は、使用時間が4時間未満の場合は3,000円、4時間以上8時間未満の場合は6,000円、8時間以上12時間未満の場合は9,000円、12時間以上の場合は12,000円を加算する。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年7月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

規 則

規則第21号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第37条第1号ケ中「第17条第1項」を「第17条」に、「第26条の2第1項」を「第26条の2」に改め、「特別障害者手当」の次に「又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当」を加え、同号コ中「実施若しくは」を「実施」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第22号

大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保健センター条例施行規則(平成3年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「センターの多目的ホール、栄養指導室、健康教育室、会議室、プレイルーム、歯科検診室及び集団検診室」を「次に掲げるセンターの施設」に、「保健センター使用許可申請書」を「大和高田市保健センター使用許可申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 多目的ホール
- (2) 栄養指導室
- (3) 健康教育室
- (4) 会議室
- (5) プレイルーム
- (6) 歯科検診室
- (7) 集団検診室

第5条第2項中「使用許可申請」を「使用許可の申請期間」に改め、同条第3項中「第1項の申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、保健センター使用許可書(様式第2号)を」を「第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、条例第4条各号のいずれにも該当しないときは大和高田市保健センター使用許可書(様式第2号)を申請者に」に改め、同条第5項中「の提出があった場合において」を「を審査し」に、「保健センター使用変更許可書(様式第4号)」を「大和高田市保健センター使用変更許可書(様式第5号)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項の」を「第3項の規定による」に、「保健センター使用変更許可申請書(様式第3号)に保健センター使用許可書」を「大和高田市保健センター使用変更許可申請書(様式第4号)に大和高田市保健センター使用許可書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の規定による申請を不許可と決定したときは、大和高田市保健センター使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

第6条を次のように改める。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、1日に4時間を超える使用、引き続き2日以上の使用又は定期に日時若しくは曜日を指定して行う使用に係る申請があったときは、これを許可しない。

第7条第4号中「みだし」を「乱し」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、条例第5条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、

使用の許可を取り消すものとする。

（1） 条例第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

（2） 条例第4条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住所又は所在地

団体等名称

代表者氏名

印

電話番号

大和高田市保健センター使用許可申請書

大和高田市保健センター条例施行規則の規定により、次のとおり施設の使用許可を申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
使用施設名	使用を希望する施設に☑を記入してください。 <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 栄養指導室 <input type="checkbox"/> 歯科検診室 <input type="checkbox"/> 健康教育室 <input type="checkbox"/> 集団検診室 <input type="checkbox"/> 会議室
使用人数	名（うち大人 名 子ども 名）
使用備品	

注意事項

- 1日に4時間を超える使用、引き続き2日以上の使用又は定期的に日時若しくは曜日を指定して行う使用に係る申請は許可しないものとします。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市保健センター使用許可書

年 月 日付けで申請のあった施設の使用許可の申請について、大和高田市保健センタ
一条例施行規則の規定により、次のとおり施設の利用を許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
使用施設名	<input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 栄養指導室 <input type="checkbox"/> 歯科検診室 <input type="checkbox"/> 健康教育室 <input type="checkbox"/> 集団検診室 <input type="checkbox"/> 会議室
使用人数	名(うち大人 名 子ども 名)
使用備品	
許可条件	

遵守事項

使用者及び入館者は、センター内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた場所以外の場所に入出入りしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 公益を害し、風俗を乱し、又は騒ぎを起こすようなことのないこと。
- (5) その他他人に対し迷惑となる行為をしないこと。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市保健センター使用不許可通知書

大和高田市保健センター条例施行規則の規定により、次のとおり施設の使用を不許可とします。

使用目的	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
使用施設名	<input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 栄養指導室 <input type="checkbox"/> 健康教育室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> プレイルーム <input type="checkbox"/> 歯科検診室 <input type="checkbox"/> 集団検診室
使用人数	名(うち大人 名 子ども 名)
使用備品	
不許可事由	

教示文

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住所又は所在地
 団体等名称
 代表者氏名
 電話番号

印

大和高田市保健センター使用変更許可申請書

年 月 日付で施設の使用許可を受けた事項について、大和高田市保健センター条例施行規則の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

変更の理由	
変更の内容	変更後の内容
	変更前の内容
	<input type="checkbox"/> 使用許可を取り下げる

注意事項

- ・ 1日に4時間を超える使用、引き続き2日以上の使用又は定期的に日時若しくは曜日を指定して行う使用に係る申請は許可しないものとします。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市保健センター使用変更許可書

年 月 日付けで申請のあった施設の使用許可変更について、大和高田市保健センター
条例施行規則の規定により、次のとおり許可します。

変更の内容	変更後の内容
	変更前の内容
許可条件	

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の大和高田市保健センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

第3条 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の大和高田市保健センター条例施行規則の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規則第23号

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則(平成21年規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市予防接種健康被害調査委員会規則

第2条中「応じ、」の次に「都道府県知事又は市町村長が実施した」を加え、「本条」を「この条」に、「の規定に基づき本市が実施した予防接種」を「第2条第6項の定期の予防接種等(以下「予防接種」という。)」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予防接種の事故に関すること。

第3条第1号中「2名」を削り、同条第2号中「3名」を削り、同条第3号及び第4号中「1名」を削る。

第6条第1項ただし書中「及び」を削る。

第8条を次のように改める。

(答申)

第8条 委員長は、諮問された事項に関し調査及び審議を終了したときは、その結果を文書により速やかに市長に答申しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第24号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則(平成17年規則第18号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項を次のように改める。

2 市長が市民の健康の保持、疾病の早期発見及び早期治療並びに生活習慣の改善に資するものとして認めた場合は、負担金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第25号

大和高田市立学校設備の使用に関する実費徴収規則を次のように定める。

令和5年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立学校設備の使用に関する実費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市立学校施設使用条例（昭和23年告示）第7条第3項の規定による学校施設の使用に伴う設備の使用に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費の額等)

第2条 実費を徴収する設備及び当該設備の使用に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、令和5年7月1日以後に設備を使用する者について適用する。

(準備行為)

3 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この規則の施行の日から大和高田市立学校使用条例の一部を改正する条例（令和5年条例第15号）第2条の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「大和高田市立学校施設使用条例（昭和23年告示）第7条第2項」とあるのは、「大和高田市立学校使用条例（昭和23年告示）第2条」とする。

別表（第2条関係）

区分		金額
空調設備	小学校体育館	1時間につき300円
	中学校体育館	1時間につき450円

備考 空調設備の使用時間について、1時間未満の端数の時間があるときは、当該端数の時間を1時間として算定する。

告示

告示第59号

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱(平成25年告示第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市新型インフルエンザ等対策本部等に関する要綱

第1条中「事項を定める」の次に「とともに、大和高田市新型インフルエンザ等対策警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関し必要な事項を定める」を加える。

第6条中「対策本部」の次に「及び警戒本部」を加え、「本部長」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第5条中「対策本部」の次に「及び警戒本部」を加え、「保健部健康増進課」を「市民生活部危機管理課」に改め、同条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(対策本部の部)

第5条 条例第4条第3項の部長は、市民生活部長をもって充てる。

2 部の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

(警戒本部)

第6条 市長は、内閣総理大臣が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により同項の政府対策本部を設置した時から対策本部を設置するまでの間、及び対策本部を解散した時から内閣総理大臣が同項の政府対策本部を解散するまでの間、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を行うため、警戒本部を置くことができる。

2 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、市長をもって充てる。

3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部の事務を整理し、副市長をもって充てる。

4 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

5 警戒本部長は、警戒本部に警戒副本部長及び警戒本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

(会議)

第7条 警戒本部長は、警戒本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、警戒本部の会議を招集する。

2 警戒本部長は、国の職員その他市の職員以外の者を警戒本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(警戒本部の部会)

第8条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき警戒本部員は、警戒本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、市民生活部長をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(警戒本部の活動の停止)

第9条 警戒本部は、市長が法第34条第1項の規定により対策本部を設置した時から対策本部が解

散されるまでの間、その活動を停止するものとする。この場合において、警戒本部長は、警戒本部の活動が停止する前に既に実施した新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務があるときは、当該事務について対策本部に報告するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第60号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年5月9日	1									
令和5年5月17日	1									
令和5年5月24日	1									
令和5年5月30日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和5年5月2日	大和高田市西町1-63	1	
令和5年5月31日	大和高田市礪野町7-6	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第61号

令和5年6月16日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和5年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

告示第62号

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱を廃止する告示

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱(平成23年告示第63号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第63号

大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱を廃止する告示

大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱(平成22年告示第8号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第64号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和5年2月28日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第65号

令和4年度国民健康保険税第4期～8期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和4年度国民健康保険税第4期	令和4年11月22日
令和4年度国民健康保険税第5期	令和4年12月21日
令和4年度国民健康保険税第6期	令和5年1月26日
令和4年度国民健康保険税第7期	令和5年2月22日
令和4年度国民健康保険税第8期	令和5年3月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第66号

大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市移住支援金交付要綱（令和2年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要領（）」の次に「令和元年7月26日雇政第177号奈良県産業・雇用振興部雇用政策課長通知、産総セ第186号奈良県産業振興総合センター所長通知。」を加える。

第4条第1号イ（ア）中「令和元年8月1日」を「令和5年4月1日」に改め、同条第4号イ中「地方創生テレワーク交付金」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業」に改め、同条第6号イ中「令和元年8月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

第5条第1号に次のように加える。

オ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第2号）

第5条第2号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第5号中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第6号中「様式第3号の2」を「様式第5号」に改める。

第6条中「様式第4号」を「様式第6号」に、「様式第5号」を「様式第7号」に改める。

第7条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に改める。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第10号」に改める。

第10条第2項中「様式第9号」を「様式第11号」に改める。

第11条中「様式第10号」を「様式第12号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市移住支援金交付申請書

1. 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2. 移住支援金の内容(該当する箇所には○をつけてください)

世帯の有無	単身・世帯	移住支援金の種類	就業・起業・専門人材・テレワーク	世帯の場合は同時に移住した家族の人数	人
-------	-------	----------	------------------	--------------------	---

3. 共通確認事項(該当する箇所には○をつけてください)

申請日から5年以上継続して、大和高田市に居住し、かつ、就業・起業等する意思について	A. 意思がある ・ B. 意思がない
直近1年間の本市における市税の滞納がないことを確認することについて	A. 同意する ・ B. 同意しない
奈良県及び本市が、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、個人情報を国又は他の市町村に提供し、又は確認することについて	A. 同意する ・ B. 同意しない

(就業の場合のみ記載)

申請日から1年以上継続して「就業証明書(移住先)(様式第3号)」のとおり勤務していることを大和高田市が就業先に確認することについて	A. 同意する ・ B. 同意しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3等身以内の親族に該当しない ・ B. 3等親以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載)

大和高田市への移住の意思について	A. 自己の意思である ・ B. 所属からの命令である
------------------	-----------------------------------

各項目ともB.に○をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

4. 転出元の住所

住所	〒
----	---

5. (東京23区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・在学履歴

※5年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先・在学先	就業地・在学先

※東京23区内への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入して下さい。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6. (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

管理コード（奈良県及び大和高田市使用欄）

様式第10号を様式第12号とし、様式第9号を様式第11号とする。

様式第8号中「フラット35地域活性化型（地方移住支援）」を「【フラット35】地方移住支援型」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第7号を様式第9号とし、様式第6号を様式第8号とし、様式第5号を様式第7号とする。

様式第4号中「フラット35地域活性化型（地方移住支援）」を「【フラット35】地方移住支援型」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号の2中

「

勤務者住所	
勤務先所在地	

」を

「

勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の所在地	

」に、

「

移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令による移住
地方創生テレワーク交付金を活用した勤務者への資金提供の有無	1. 勤務者へ資金提供を実施していない 2. 勤務者へ資金提供を実施している

」を

「

移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）による移住
交付金等による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

」に改め、

同様式を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び大和高田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、大和高田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大和高田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 以下の事項の全てに該当します。
 - (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (2) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

年 月 日

大和高田市長 宛

申請人 _____
(住所)

(氏名)

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市移住支援金交付要綱の規定は令和5年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

告示第67号

令和5年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)

第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年6月20日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
令和5年5月8日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和5年5月31日
変更後 令和5年7月31日
3. 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第68号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条の規定により告示します。

令和5年6月20日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和5年9月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和5年3月1日から令和5年3月31日までの間

告示第69号

令和5年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和5年6月27日

大和高田市長 堀内 大造

令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,014,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		273,174	△107,009	166,165
	2. 負担金	268,094	△107,009	161,085
15. 国庫支出金		6,129,859	280,590	6,410,499
	2. 国庫補助金	1,635,915	280,590	1,916,505
16. 県支出金		1,894,848	1,053	1,895,901
	2. 県補助金	328,501	1,053	329,554
19. 繰入金		978,431	187,770	1,166,201
	1. 基金繰入金	971,035	187,770	1,158,805
21. 諸収入		246,710	700	247,410
	4. 雑入	232,120	700	232,820
補正されなかった科目に係る額		20,128,793	0	20,128,793
歳入合計		29,651,815	363,104	30,014,919

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,957,207	18,377	2,975,584
	1. 総務管理費	2,398,124	18,377	2,416,501
3. 民生費		13,223,356	158,857	13,392,213
	1. 社会福祉費	6,434,130	156,351	6,590,481
	2. 児童福祉費	4,097,974	0	4,097,974
	3. 生活保護費	2,700,948	2,506	2,703,454
4. 衛生費		5,603,653	161,452	5,765,105

	1. 保健衛生費	1,657,769	161,302	1,819,071
	2. 清掃費	3,945,884	150	3,946,034
7. 商工費		84,335	1,700	86,035
	1. 商工費	84,335	1,700	86,035
8. 土木費		1,873,925	3,612	1,877,537
	1. 土木管理費	121,919	2,586	124,505
	4. 都市計画費	1,106,428	740	1,107,168
	5. 住宅費	161,671	286	161,957
9. 消防費		876,701	784	877,485
	1. 消防費	876,701	784	877,485
10. 教育費		2,431,809	3,652	2,435,461
	1. 教育総務費	474,814	2,158	476,972
	6. 社会教育費	243,928	1,494	245,422
	7. 保健体育費	516,503	0	516,503
12. 公債費		2,191,857	14,670	2,206,527
	1. 公債費	2,191,857	14,670	2,206,527
補正されなかった科目に係る額		398,972	0	398,972
歳 出 合 計		29,651,815	363,104	30,014,919

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
まちづくり事業化検討業務	令和7年3月末まで	7,480千円

告示第70号

大和高田市隣地取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市隣地取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、狭小地又は未接道地とその隣地の統合を促進することで市内の空家の発生の抑制及び解消を図り、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、狭小地又は未接道地とその隣地を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭小地 面積が100平方メートル未満の私有地（国又は地方公共団体以外の者が所有する土地をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 未接道地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない私有地をいう。
- (3) 隣地 狭小地又は未接道地（以下「狭小地等」という。）と2メートル以上接する私有地

をいう。

(4) 隣地取得 狭小地等とその隣地であって自己の所有に属する土地又は自己の所有に属する狭小地等とその隣地を、住宅、事業等の用地として一体的に利用し、適正に管理することを目的として、当該狭小地等又は当該隣地の所有権を新たに取得する行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、隣地取得後の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる者が次の各号に該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体又はこれらの団体から同種の助成等を受けている者

(2) 市税を滞納している者

(3) 暴力団(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する隣地取得とする。

(1) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が次のいずれにも該当するものであること。

ア 申請時点において、それぞれ異なる個人又は法人の所有に属するもの

イ 大和高田市空家等対策計画の対象地区内にあるもの

ウ 公共事業の補償の対象となっていないもの

エ この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないもの

(2) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が、当該隣地取得により補助対象者の所有に属し、その旨登記されること。

(3) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が隣地取得後10年間、一体的に利用され、適正に管理されることが、補助対象者により確約されていること。

(4) 隣地取得に係る狭小地等又はその隣地に建築されている住宅等を少なくとも一つ除却し、一つの住宅等の用地として一体で利用すること。

(5) 相続又は贈与による隣地取得でないこと。

(6) 補助対象者が、狭小地等又は隣地の所有者(当該所有者が法人の場合はその代表者)と親族(2親等内の親族である者をいう。以下同じ。)でないこと。

(7) 未接道地とその隣地の隣地取得の場合にあつては、未接道の解消が図られること。

(8) 狭小地等が申請日の過去2年以内に分筆(市の事業への協力に伴う分筆を除く。)をしていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象に係る費用のうち、次に掲げる経費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(1) 不動産取得に係る仲介手数料

(2) 測量及び境界明示費用

(3) 登記費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 狭小地とその隣地に係る隣地取得の場合 狭小地とその隣地に係る補助対象経費に2分の

1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(2) 未接道地とその隣地に係る隣地取得の場合 未接道地とその隣地に係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。

(3) 狭小地及び未接道地とその隣地に係る隣地取得の場合 狭小地及び未接道地とその隣地に係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大和高田市隣地取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請者と、狭小地等又は隣地所有者との売買契約を締結するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 狭小地等及び隣地の所在地、位置関係、接道状況、隣接状況が分かる書類(位置図、公図の写し、現況写真等)

(2) 狭小地等及び隣地の所有者が分かる書類(登記事項証明書等)

(3) 隣地取得に必要な建築物等の除却工事の見積書及び工程表の写し

(4) 大和高田市隣地取得補助金に係る誓約書(様式第2号)

(5) 市税に滞納がないことを証する書類

(6) 狭小地等又は隣地の所有者(当該所有者が法人の場合はその代表者)と親族関係でないことを証する書類(戸籍謄本等)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、大和高田市隣地取得補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、大和高田市隣地取得補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

2 補助金交付決定者は、申請を中止しようとするときには、速やかに中止届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 補助金交付決定者は、実績を報告するときは、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 完了実績報告書(様式第7号)

(2) 補助対象経費に係る契約書、明細書、請求書及び領収書の写し

(3) 狭小地等又は隣地を取得したことを証する書類(登記事項証明書等)

(4) 建築物等の除却工事の状況及び完了が確認できる写真又は書類

(5) 建築物等の除却工事に係る撤去・処分及び収集運搬を証する写真又は書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場

合は、大和高田市隣地取得補助金交付確定額通知書(様式第8号)により、速やかに補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消すときは、速やかに、その旨を大和高田市隣地取得補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この告示で定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大和高田市隣地取得補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

大和高田市隣地取得補助金の交付を受けたいので、大和高田市隣地取得補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 隣地取得の概要

取得前	所在（地番）	大和高田市	大和高田市	大和高田市
	所有者			
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	地目			
取得後	所在（地番）	大和高田市		
	所有者			
	敷地面積	m ²		
	地目			
	利用目的			

2 補助金交付申請額

補助対象経費		合計	円 ①
内 訳	測量費用		円
	登記費用		円
	不動産取得に係る仲介手数料		円
	その他（ ）		円
補助金交付申請額			円 (①×1/2 又は 10万円・15万円のいずれか低い額)

3 添付書類

- (1) 狭小地等及び隣地の所在地が分かる書類（位置図、公図の写し、現況写真等）
- (2) 狭小地等及び隣地の所有者が分かる書類（登記事項証明書等）
- (3) 隣地取得に必要な建築物等の除却工事の見積書及び工程表の写し
- (4) 大和高田市隣地取得補助金に係る誓約書（様式第2号）
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類
- (6) 狭小地等又は隣地の所有者（当該所有者が法人の場合はその代表者）と親族関係でないことを証する書類（戸籍謄本等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

誓約書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

氏 名 印

大和高田市隣地取得の実施に当たり、私は下記の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 申請内容に虚偽がないこと。
なお、権利者からの異議申立てや当該物件に係る紛争等が生じた場合、申請者である私の責任において解決し、大和高田市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 住民登録情報、納税等を含む調査に同意すること。
- 3 大和高田市隣地取得完了後、原則として登記を完了した日から10年間一敷地として利用及び適正な管理に取り組むこと。
- 4 所有権を第三者に移転する場合は、この誓約書の内容を継承すること。

以上

様式第3号（第8条関係）

大和高田市隣地取得補助金交付決定通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請があった大和高田市隣地取得に係る補助金について交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定内容

取得前 所在地（地番）	大和高田市
取得後 所在地（地番）	大和高田市

2 交付の条件

- (1) 大和高田市隣地取得補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この交付の決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、市長の承認を受けること。

様式第4号（第8条関係）

大和高田市隣地取得補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請があった大和高田市隣地取得に係る補助金について不交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 不交付決定内容

取得前 所在地（地番）	大和高田市
取得後 所在地（地番）	大和高田市

2 不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

変更届

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた下記事業について、交付決定の内容を変更したいので、大和高田市隣地取得補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の名称	大和高田市隣地取得	
狭小地等の所在地	大和高田市	
隣地の所在地	大和高田市	
項目	変更前	変更後
変更内容		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象金額等 (税込) (内訳)	円 (千円未満は切捨て)	円 (千円未満は切捨て)
仲介手数料	円	円
登記費用	円	円
測量等費用	円	円
変更の理由		

様式第6号（第9条関係）

中止届出書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた下記について、中止したいので、大和高田市隣地取得補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金の名称	大和高田市隣地取得
狭小地等の所在地（地番）	大和高田市
隣地の所在地（地番）	大和高田市
中止の理由	
中止の期日	年 月 日

様式第7号（第10条関係）

完了実績報告書

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日付けで交付決定通知を受けた下記の事項について、取得完了しましたので、大和高田市隣地取得補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金の名称	大和高田市隣地取得	
狭小地等の所在地（地番）	大和高田市	
隣地の所在地（地番）	大和高田市	
工事の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助対象金額（税込）	※（ 円） 円（千円未満は切捨て）	

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る契約書、明細書、請求書及び領収書の写し
- (2) 狭小地等又は隣地を取得したことを証する書類（登記事項証明書等）
- (3) 建築物等の除却工事の状況及び完了が確認できる写真又は書類
- (4) 建築物等の除却工事に係る撤去・処分及び収集運搬を証する写真又は書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

大和高田市隣地取得補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで完了報告があった大和高田市隣地取得について、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

所在地(地番)	大和高田市
補助金確定額	円

様式第9号（第12条関係）

補助金請求書

下記のとおり請求いたします。 年 月 日 大和高田市長 宛	(申請者) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 任 所 ふりがな 氏 名 印 電話番号												
内容 大和高田市隣地取得補助金													
金 額													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	十	万	千	百	十	円				0	0	0	支 払 方 法 口座振込
十	万	千	百	十	円								
			0	0	0								
振 込 口 座 (申請者と異なる場合は下記の委任状を記入してください。)													
金融機関		支店(所)											
口座番号	普通・当座	(フリガナ) 口座名義人											

※注意事項

- 1 振込口座がゆうちょ銀行の場合は、金融機関欄に「ゆうちょ銀行」を、支店(所)欄に「(店番号)」を記載してください。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず訂正印を押印してください。ただし、申請者の住所氏名は訂正できませんので、再度記入してください。
- 3 振込先が申請者と異なる場合は、下記の委任状を記入してください。

委 任 状	
大和高田市長 宛 「大和高田市隣地取得」に伴う補助金は、上記請求書の 口座名義人（ <input style="width: 200px;" type="text"/> ）へ受領することを委任します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 委任者（申請者） 住所 氏名 印 </div>	

様式第10号（第13条関係）

大和高田市隣地取得補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで交付決定を行った大和高田市隣地取得に係る補助金交付決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定を取り消した内容

取得前 所在地(地番)	大和高田市
取得前 所在地(地番)	大和高田市

2 取り消した理由

様式第11号（第13条関係）

補助金返還命令書

年 月 日

様

大和高田市長 印

補助金の返還命令について

このことについて、大和高田市隣地取得補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1	返 還 金 額	金 円
2	返 還 期 限	年 月 日
3	返 還 理 由	
4	返 還 方 法	納付書により納付

公 告

公告第42号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第5号
- (2) 修繕名 総合体育館高窓開閉装置取替修繕
- (3) 修繕場所 大和高田市立総合体育館（大和高田市 幸町 地内）

- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年9月29日（金）まで
- (5) 修繕内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,300,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,300,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,033,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建具工事」又は「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 建築一式工事登録者は、令和5年度大和高田市格付け等級がC級又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月21日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月21日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月15日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年6月19日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月12日（月） ～ 令和5年6月20日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月21日（水）	大和高田市役所

午前10時20分

3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当

該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとする。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第43号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高契第6号

(2) 工事名 市営住宅磯野団地2号棟外壁等改修工事

(3) 工事場所 市営住宅磯野団地2号棟（大和高田市 磯野北町 地内）

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 31,200,000円（税抜き）

(7) 設計金額 31,200,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 28,704,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。

(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月23日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月23日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月19日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年6月21日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月12日（月） ～ 令和5年6月22日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月23日（金） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
 - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - ウ 他人のICカードを使用した入札

- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
 - オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカ

ードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第44号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	マイナポイント申込支援等業務委託
2 履行場所	奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所1階 マイナポイント申込支援ブース
3 履行期間	令和5年7月1日から令和5年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年6月5日（月）から令和5年6月15日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511</p>

	大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和5年6月21日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和5年6月22日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年6月26日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年6月27日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第45号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院施設維持管理業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理）の「建物管理業務」に登録している者であること。 (2) 近畿2府4県の病床数が300床以上であり総合操作盤及び防災センターを設置している病院において、24時間の施設常駐管理及び設備保守点検業務を元請けで履行した実績（平成30年4月1日～令和5年3月31日の間で2年以上継続し履行した実績に限る。）を有する者 ※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院（独立行政法人等の病院）とする。 (3) 次に掲げる有資格者を自社社員から配置することができる者 ① 電気主任技術者（第3種以上） ② ボイラー取扱作業主任者（2級ボイラー技士以上） ③ 第1種圧力容器取扱作業主任者 ④ 危険物取扱責任者（乙種4類） ⑤ エネルギー管理員 ⑥ 電気工事士（第1種又は第2種） ⑦ 消防設備点検資格者 ⑧ 自衛消防業務講習修了者（2名以上の配置が必要） (4) 平成30年4月1日～令和5年3月31日の間に病床数が300床以上の病院施設での設備維持管理業務の経験を1施設で継続して1

	<p>年以上有する者を、統括責任者として自社社員から配置することができる者</p> <p>※（４）は、（３）を兼任することができるものとする。</p> <p>（５） 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（６） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（７） 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（８）（５）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（１） 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>（２） 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（2）に係る別紙（様式1）の業務実績調書と契約書の写し</p> <p>④ 5（3）に係る配置予定者の①から⑦までの資格証の写し、⑧の2名分の講習修了証の写し及び雇用関係を証する書類（雇用保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険証の写し等の公的機関より発行されたことが確認できるもの）</p> <p>⑤ 5（4）に係る別紙（様式2）の統括責任者経歴書及び雇用関係を証する書類（雇用保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険証の写し等の公的機関より発行されたことが確認できるもの）</p> <p>（３） 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（４） 受付期間 令和5年6月6日（火）から令和5年6月16日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（５） 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（６） 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（１） 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（２） 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送</p>

	<p>付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 仕様書附属書類(機器一覧、図面等)の配布	<p>仕様書附属書類(機器一覧、図面等)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和5年6月6日(火)から令和5年6月16日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和5年6月26日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年6月27日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年6月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年6月30日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥153,220,000- (消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第46号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防用設備等定期点検業務(市内8小学校、3中学校、6幼稚園、6保育所及び2認定こども園)
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他24地内
3 業務期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者であること。 ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者 ウ 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者 エ 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消

	<p>防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年6月6日（火）から令和5年6月16日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年6月26日（月）午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年6月27日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年6月29日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講ずることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年6月30日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥1,720,000-（消費税等抜き）</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第47号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務委託
2 契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年4月1日以降で、人口5万人以上の自治体における障害者福祉基本計画又は障害者福祉計画の策定業務の受託実績を有する者であること。</p> <p>(3) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 4の(2)に係る要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し） ④ 4の(3)に係る認証取得を証する書類の写し

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年6月6日（火）から令和5年6月20日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理課</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年6月28日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年6月29日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年7月3日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和5年7月4日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 2 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
1 3 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
1 4 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 5 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第47号の2

令和5年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
<p>国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。</p>	
公売参加申込開始日時	令和5年 6月9日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和5年 6月27日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和5年7月4日 午後1時00分
公売締切日時	令和5年7月11日 午後1時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和5年7月11日 午後2時00分
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和5年8月1日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策室
買受代金納付期限	令和5年8月1日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座

公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和5年6月9日午後1時00分 ~ 令和5年6月27日午後11時00分
公売保証金納付場所	KSI 官公庁オークション
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者等その他の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<p>〈その他の事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売保証金の支払いはクレジットカード。買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後で取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。 7 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時が異なることがあります。 9 農地を買い受ける際は大和高田市役所の農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。 	

公売財産一覧

売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
4	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 75番9 ・地目 宅地 ・地積 236.76㎡ <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ(徒歩約17分) ・当該敷地の南面で中部69号線(大淀町)と接している(接面約12.28m、幅員約6m)。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 ・当該物件は抵当権が設定されている可能性がありますので、詳細については登記簿をご確認ください。 <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p>	250,000	2,460,000

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 		
--	---	--	--

公告第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第49号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	浮孔西跨線人道橋点検業務委託
2 履行場所	大和高田市 曾大根1丁目、曾大根2丁目 地内
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月25日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成30年4月1日以降において、JR跨線橋における橋梁点検業務を元請けで履行した実績を有する者であること。</p>

	<p>(3) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の照査技術者との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」） ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」） ③ RCCM（鋼構造及びコンクリート） ④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。） <p>(4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」） ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」） ③ RCCM（鋼構造及びコンクリート） ④ ①又は②と同等の能力を有する大臣認定技術者（技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）である者に限る。） <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5の(2)に係る平成30年4月1日以降における履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ④ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年6月13日（火）から令和5年6月22日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年6月30日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年7月3日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年7月5日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年7月6日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表しま</p>

	す。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥2,918,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第50号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 大高契第7号
- (2) 業務名 市営住宅磯野団地3号棟外壁等改修設計業務委託
- (3) 履行場所 市営住宅磯野団地3号棟（大和高田市 磯野北町 地内）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 4,646,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 4,646,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,699,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築設計業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の業務を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年6月13日(火) ～ 令和5年7月4日(火)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年6月13日(火) ～ 令和5年7月4日(火)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和5年6月28日(水) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年6月30日(金) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和5年6月21日(水) ～ 令和5年7月3日(月)	
開札の日時	令和5年7月4日(火) 午前10時40分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
 - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - ウ 他人のICカードを使用した入札
 - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
 - ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ

先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 大高契第8号
- (2) 業務名 大和高田市営斎場外壁等改修工事設計業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市営斎場（大和高田市 材木町 地内）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 3,039,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,039,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,431,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築設計業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の業務を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください）	令和5年6月13日（火） ～ 令和5年7月4日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

い。）		
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月13日（火） ～ 令和5年7月4日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月28日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年6月30日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和5年6月21日（水） ～ 令和5年7月3日（月）	
開札の日時	令和5年7月4日（火） 午前11時10分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高

田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について
免除します。
- (3) 前金払について
大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
- (4) 電子入札運用基準について
公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理課
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053
- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
TEL (0570) 021-777
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第52号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第10号
- (2) 工事名 高田バイパス高架下駐車場整備工事
- (3) 工事場所 大和高田市 曾大根2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年10月31日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,841,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,841,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,440,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月19日（月） ～ 令和5年7月5日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月19日（月） ～ 令和5年7月5日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月29日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月3日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月26日（月） ～ 令和5年7月4日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月5日（水） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料(工事内訳書)」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格[入札書記載の金額]をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌

日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第53号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年6月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第9号
- (2) 工事名 令和5年度区画線等設置工事(単価契約)
- (3) 工事場所 大和高田市内全域
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 2,722,350円(税抜き)
- (7) 設計金額 2,722,350円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 2,399,810円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の交通安全施設工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第2

5号) 第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月19日（月） ～ 令和5年7月5日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月19日（月） ～ 令和5年7月5日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月29日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月3日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月26日（月） ～ 令和5年7月4日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月5日（水） 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない各種別の1mあたりの単価（⑧カラーのみ1㎡あたりの単価）に予定施工量を乗じた金額の合計とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認で

きない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、内訳単価が各々設計単価(税抜)及び最低制限単価(税抜)の制限の範囲内かつ、合計金額が予定価格(設計金額)(税抜)及び最低制限比較価格(税抜)の制限の範囲内で最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監視課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの

・PDFファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理課
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
TEL (0570) 021-777
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第54号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年6月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	家屋評価システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入事業者等決定
-------	----------------------------------

2 納入場所	大和高田市役所内
3 契約期間	納入期限 : 令和5年8月18日 リース期間 : 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)」又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。 (3) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 5の(3)に係る認証取得を証する書類の写し (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。 (4) 受付期間 令和5年6月20日(火)から令和5年7月3日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	<p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年7月10日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年7月11日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年7月13日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年7月14日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札</p>

	時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月5日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年6月9日(金) 午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

- 第1号 「大和高田市立学校使用条例施行規則」の一部改正について
- 第2号 「大和高田市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について
- 第3号 後援願いについて
- 第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第51号

令和5年6月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,260 人
 6分の1の数 9,130 人
 50分の1の数 1,096 人

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年7月10日(月曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項による申請について

第2号 農地法第5条規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業

上下水道事業告示第7号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和5年6月27日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月27日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 供用及び処理を開始する年月日

令5年7月11日

2 供用及び処理を開始する区域

葛下川第3処理分区 大谷

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照(1:10,000)上下水道部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

上下水道事業公告第7号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第6号
- (2) 工事名 敷枝大谷地内管渠工事（7）・給配水管移設工事（G07）
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年1月31日（水）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 43,650,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 43,650,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 39,389,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様）	令和5年6月5日（月）	入札情報公開システムアドレス

書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	～ 令和5年6月26日(月)	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年6月5日(月) ～ 令和5年6月26日(月)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和5年6月21日(水) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和5年6月22日(木) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和5年6月13日(火) ～ 令和5年6月26日(月)	※見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月27日(火) 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
 - ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感

染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22
大和高田市役所 上下水道部 下水道課
TEL (0745) 52-1258
FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
TEL (0570) 021-777
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第8号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第7号
- (2) 工 事 名 高5枝東中1丁目地内管渠工事（6）・給配水管移設工事（G06）
- (3) 工事場所 大和高田市 東中1丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年1月31日（水）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 43,560,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 43,560,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 39,276,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月21日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答	令和5年6月22日（木）	入札情報公開システムアドレス

（入札情報公開システムに掲載いたします。）	午後5時まで	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月13日（火） ～ 令和5年6月26日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月27日（火） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シス

テムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなり

ます。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第9号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第8号

(2) 工事名 高5枝東中2丁目地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)

(3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日(木)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 23,980,000円(税抜き)

(7) 設計金額 23,980,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 21,543,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月21日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年6月22日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月13日（火） ～ 令和5年6月26日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月27日（火） 午前10時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格[入札書記載の金額]をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係

る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第10号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第9号

(2) 工事名 高5枝東中2丁目地内管渠工事(12)・給配水管移設工事(G12)

(3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日(木)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 23,530,000円(税抜き)

(7) 設計金額 23,530,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 21,159,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。

(2) 令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。

(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による

再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月5日（月） ～ 令和5年6月26日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年6月21日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年6月22日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年6月13日（火） ～ 令和5年6月26日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年6月27日（火） 午前11時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
 - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札

- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行っ

てください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第11号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度舗装復旧工事
- (2) 工事場所 大和高田市 市内全域
- (3) 工事期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (5) 予定価格 4,700,000円（税抜き）
- (6) 設計金額 4,700,000円（税抜き）
- (7) 最低制限比較価格 4,163,000円（税抜き）
- (8) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「舗装工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級又はC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年6月28日（水） ～ 令和5年7月18日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロ	令和5年6月28日（水） ～	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/

ードしてください。)	令和5年7月18日（火）	koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年7月11日（火） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年7月14日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出（電子入札システムにアップロードしてください。）	令和5年7月3日（月） ～ 令和5年7月18日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年7月19日（水） 午前11時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 2階 上下水道部水道工務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「暴力団排除に関する誓約書(事後審査型)」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部水道工務課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除く。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
 - ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5番22号

大和高田市役所 上下水道部 水道工務課

TEL (0745) 52-3901

FAX (0745) 23-3850

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)